

市第 215 号議案

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第97条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）」を、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 180 条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第 1 項」の次に「又は第 181 条第 1 項」を加え、「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事

業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第 1 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第83条第 1 項」の次に「又は第 181 条第 1 項」を加え、「25人」を「29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第 7 項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては、18人)」に改め、同条第 2 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。))にあつては登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)」を加え、同号に次の表を加える。

登 録 定 員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第97条第 3 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第87条第 2

項第 1 号」の次に「又は第 185 条第 2 項第 1 号」を加え、同項第 4 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第 83 条」の次に「又は第 181 条」を加える。

第 111 条第 1 号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第 83 条第 5 項」の次に「又は第 181 条第 6 項」を加え、同条第 2 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「9 人」の次に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6 人）」を加え、同条第 3 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第 87 条第 2 項第 2 号ウ」の次に「又は第 185 条第 2 項第 2 号ウ」を加える。

附則第 6 項及び第 7 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定

障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

## 参 考

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）  
指定小規模多機能型居宅介護事業所

第 97 条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 83 条第 1 項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 82 条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 180 条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項又は第 181 条第 1 項の通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例

第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。  
。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）

を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等  
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所  
については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該  
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所  
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着  
指定小規模多機能型居宅介護事業所  
型サービス基準等条例第 83 条第 1 項 又は第 181 条第 1 項の登録  
者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみ  
なされる通いサービス、指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規  
定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若し  
くは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支  
援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサー  
ビスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特  
別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に  
関する措置を定める省令（平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以  
下「特区省令」という。）第 4 条第 1 項の規定により自立訓練  
とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多  
当該指定小規模多  
機能型居宅介護事業所等  
機能型居宅介護事業所  
の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を  $\frac{29 \text{ 人}}{25 \text{ 人}}$ （サテラ  
イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サ  
ービス基準等条例第 83 条第 7 項のサテライト型指定小規模多機  
能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、18 人）

以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの  
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所

利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下「通いサービスの利用定員」という。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）にあつては登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第1号又は第185条第2項第1号の居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービス、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条 又は第 181 条 に規定する基準を満たしていること。

(第 5 号省略)

(基準該当短期入所の基準)

第 111 条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 であって、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等 に登録を 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所



受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 5 項又は第 181 条第 6 項）の宿泊サービスをいう。次号及び第 3 号において同じ。）を提供するものであること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所を受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。次号において同じ。）を 通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6 人）までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準等条例第 87 条第 2 項第 2 号ウ又は第 185 条第 2 項第 2 号ウ）の個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね 7.43 平方メートル以上であること。

（第 4 号省略）

附 則

（第 1 項から第 5 項まで省略）

（指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

- 6 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつ

て、区分省令第 1 条第 5 号の区分 4、同条第 6 号の区分 5 又は同条第 7 号の区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、当該利用者について、第 199 条第 3 項の規定は、適用しない。

- 7 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第 1 条第 5 号の区分 4、同条第 6 号の区分 5 又は同条第 7 号の区分 6 に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。第 1 号及び第 2 号において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、当該利用者について、第 199 条第 3 項の規定は、適用しない。

（第 1 号、第 2 号及び第 8 項から第 13 項まで省略）